

【正社員からの転換を許可制にする規定例】

第〇条（正社員から短時間正社員への転換）

次の各号のいずれかに該当する場合、正社員は、短時間正社員（週休3日制の正社員）に転換することを希望することができる。転換を希望する場合には、会社の定める所定の書式に記載し、原則として、転換を希望する日の3か月前までに会社に提出して社員区分の転換を申し込むことができる。

- ① 育児・介護の必要性がある場合
- ② ワークライフバランスの考慮により労働時間の短時間化を希望する場合
- ③ その他、会社が短時間正社員への転換を必要と認める場合

第〇条

会社は、前項の申込を受けた場合には、選考を行い、その結果を1か月以内に社員に対して通知するものとする。

【休日に関する規定例】

第〇条（休日）

1 会社の休日は、次の通りとする。

- ① 土曜日・日曜日
- ② 国民の祝日
- ③ その他会社が指定する日

2 前項に定める休日数は、年間119日（うるう年は120日）とする。ただし、短時間正社員（週休3日制）の休日は、年間156日（うるう年は157日）とし、会社が業務カレンダーによって予め指定する日を休日とする。

【社員定義に関する規定例】

第〇条（社員の定義）

本就業規則の適用のある社員の定義は、次の通りとする。

- ① 正社員・・・(略)
- ② 短時間正社員（週休3日制）・・・期間の定めなく短時間正社員として雇用される者で、1週の休日を3日とすることを初め、労働時間について一定の制約を受ける社員のことをいう。
- ③ 契約社員・・・(略)
- ④ パート社員・・・(略)